平成２３年（フ）第５３１号
東京都東村山市廻田町４丁目１番地12コーポマサ302
債務者　遠田　淳一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７５号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平４番６―304号
債務者　桜井　文子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８２号
横浜市磯子区岡村８丁目11番39号
債務者　清川　芳子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台13番３―505号
債務者　大森　將弘
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１号
静岡市葵区古庄５丁目６番28号
債務者　榊原　正男
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２号
秋田県仙北市角館町八割西ケ沢16番地２
債務者　永山林興こと　永山　　治
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第９３号
栃木県宇都宮市中河原町３番24号　チサンマンション今小路405
債務者　佐藤　真樹
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７４号
栃木県那須塩原市方京１丁目10番地１
債務者　小貫　美幸
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９２号
栃木県宇都宮市御幸本町4871番地88　サンシティ御幸本町102、前住所栃木県宇都宮市鶴田町1452番地
債務者　倭文　義雄
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９８号
栃木県真岡市南高岡941番地
債務者　仁平　明元
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１５号
静岡県湖西市ときわ３丁目７番43―３号
債務者　井上　由美（旧姓久松）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
釧路市鳥取北５丁目９番８号
債務者　高野　　享
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１６号
愛知県岡崎市本宿町字柳沢28番地35
債務者　中野　綾子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０９号
東京都町田市高ケ坂941番地１ハイツ高瀬201
債務者　青塚　晴香
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
長崎県佐世保市江迎町上川内927番地９、旧住所愛知県豊田市田中町４丁目47番地１ティエラ203号
債務者　瓜田　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
長崎県佐世保市藤原町14番18号
債務者　緒方　和剛
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係